

だいにぎ議会だより



大子町議会基本条例制定	(2) ~ (9)
正副議長改選	(10)
常任委員会等構成	(10)

臨時号

平成27年
1月5日

議会の最高規範となる

議会基本条例を制定

大子町議会では、町民の方々に議会の役割を知っていただくとともに「町民に開かれた議会」となるため、議会及び議員の活動原則の基本的な事項を規定した大子町議会基本条例の制定に向け先進地視察、議員間協議、条文検討を重ね、大子町議会基本条例(素案)を策定しました。

策定した素案については、平成26年8月28日に大子町文化福祉会館「まいん」で町民説明会を開催し条例制定への取り組みを御説明した中で、貴重な御意見をいただきました。その御意見等をもとに素案を再検討し、平成26年第4回大子町議会定例会に議員提出議案として条例案を提出し可決され、平成26年11月28日公布、同日施行となりました。

大子町議会基本条例とその逐条解説を掲載しましたのでご覧

ください。



※議会基本条例は、北海道夕張市の破たんて議会議が監視機能を果たせなかったことを受け、襟を正そうと隣町の栗山町議会が2006年に制定したのが始まりです。

茨城県では、約20市町村が制定又は制定予定となっています。

大子町議会基本条例

目次

- 前文
 - 第1章 総則(第1条)
 - 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条―第4条)
 - 第3章 町民と議会との関係(第5条―第7条)
 - 第4章 議会と執行機関との関係(第8条―第12条)
 - 第5章 自由討議の保障及び拡大(第13条)
 - 第6章 議会及び議会事務局の体制整備(第14条―第16条)
 - 第7章 議員の定数、報酬及び政治倫理(第17条―第19条)
 - 第8章 最高規範性及び見直し手続(第20条・第21条)
- 附則

大子町議会(以下「議会」という。)は、町民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた大子町長(以下「町長」という。)とともに、大子町(以下「町」という。)の代表機関である。合議制の議会及び独任制の町長は、町にとって最良の意思決定を導くため、それぞれの異なる特性を活かし、町民の多様な意思を町政に的確に反映させるために緊張感を保持し、町民の負託に応える責務が課せられている。

地方分権の進展に伴い、地域社会における民主主義の発展及び住民福祉の向上のために果たすべき議会の役割は増大している。とりわけ、過疎化及び少子高齢化社会の到来など激しく変容する時代の潮流の中で、町政の確かな発展、町民に開かれ信頼される議会の確立及び町民との協働による議会運営を目指して努力しなければならない。

そのために、議会は一層の議会改革に取り組み、公平性、透明性など議会のあるべき姿を明らかにするとともに、これを遵守し、かつ、実践することにより活力及び創造力の豊かな議会を築かなければならない。この使命を達成するため、ここに本条例を制定する。

【解説】

前文は、この議会基本条例を策定するに当たったの議会の決意表明であり、議会のあるべき姿や進むべき方向を示しています。

議会の基本理念及び方針を定め、町民との関係及び町長などの執行機関との関係を明らかにするとともに、今後、議会が果たすべき役割及び議員の責務を踏まえ、議員自らが議員としての自覚及び見識を持って、町民の負託及び信頼に応えていく決意を表しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役割及び責務を明らかにし、町民の福祉の増進及び活力ある豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、本条例の目的を定めています。

この目的を全ての議員が共有し、活動します。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう町民参加の機会の確保に努めるものとする。

3 議会は、町政が適正かつ効率的に運営されているかを監視し、評価するものとする。

4 議会は、議員相互の自由な討議を行い、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

5 議会は、町民の傍聴の意欲が高まる議会運営に努めるものとする。

6 議会は、議会内での申合せ事項を遵守し、必要に応じて見直しを行うものとする。

【解説】

第2条は、議会の活動原則を定めています。

議会の使命は二つあります。第一は、町長から提案された町の具体的政策を最終的に決定することです。第二は、町が行う行財政の運営や事務処理・事業の実施が全て適法・適性に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを町民の立場に立って監視し評価することです。

議会と町長は、相互に対等な関係にあり、自治体運営の車の両輪として適度な均衡関係を保ちながら、相互の理解、協力のうえでそれぞれの職責を果たさなければなりません。とりわけ、行政の適正な執行を確保するには、町長の事務執行を監視する議会の役割が重要になります。

そのために、町民の多様な意見を把握する機会の確保に努めること、及び議員相互の討議を十分に尽くすことにより議会自らの政策提言能力を高めるとともに、町民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会運営を目指していくことを定めています。

(委員会の活動原則)

第3条 大子町議会委員会条例(平成4年大子町条例第18号)に定める常

任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、その所管に属する議案審査、事務調査及び請願又は陳情(以下「請願等」という。)の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。2 委員会は、審査の経過、所管する行政課題等を説明するため、必要に応じて町民に対する説明会、懇談会等を開催するものとする。

【解説】

第3条は、委員会の設置目的に応じたその専門性を十分に生かし、機能性を高めるとともに詳細な議論を尽くすための委員会運営を定めています。

委員会による説明会、懇談会等の開催は議会報告会に含みます。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじるとともに、議論を尽くすよう努めるものとする。

2 議員は、町政の課題について必要な調査研究を行い、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるものとする。

3 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

4 議員は、自己の能力を高める不
断の研さんに努め、高い倫理性を
もって町民の代表にふさわしい活
動をするものとする。



【解説】

第4条は、議員としての責務を果たしていくための活動の原則を定めています。

議員は、特定の地域、団体又は個人の代表ではなく、町民全体の代表者であるという観点から議員としての品位の保持と資質の向上について明らかにしています。

また、合議制の機関を構成する議員の立場から広範な情報を収集し、多様な町民の意見を把握することにより、最適な議会運営ができるよう一人の議員の職務の遂行を定めています。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、重要議案に対する各議員の賛否を議会広報紙、町ホームページ等(以下「広報紙等」という。)により公表するものとする。

3 議会は、専門的知見又は政策的識見を議会の審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。

4 議会は、請願等を町民の政策提案と位置付け、その審議においては、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

町民参加を促す前提となるのが正確・迅速な情報の公開です。

第5条は、議会として有する情報を積極的に発信し説明責任を果たすこと、及び法律に基づく公聴会制度や参考人制度の活用を定めています。

また、議案に対する議員個人の賛否を明らかにすることにより、議員の政治責任をより一層明確に定めています。

公聴会制度及び参考人制度

○公聴会制度：本会議及び委員会において、予算その他重要な議案、請願等の審査に当たり、公聴会を開き、利害関係者又は学識経験者等からの意見を聴く制度です。

○参考人制度：本会議及び委員会において、町の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴く制度です。

(議会報告会)

第6条 議会は、町民に対して議会活動の状況を報告するとともに、町民の多様な意見を聴く機会のため、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会について、必要な事項は別に定める。

【解説】

第6条は、議会活動(定例会・臨時会・常任委員会等)の状況を町民に報告すること、及び議会として町政等の課題全般について、町民の多様な意見を聴く場の一つとして議会報告会を定めています。議会報告会の開催要綱は、別途策定します。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、広報紙等の広報手段を用いて議会活動に係る重要な情報を町民に発信し、議会及び町政に対する関心を高めるよう努めるものとする。

【解説】

第7条は、町民に対する情報公開の一つである広報紙等の充実を定めています。

広報紙等の広報手段には、FMだいごによる議会放送(一般質問の生放送・録音放送)、及びインターネット配信も含まれます。

第4章 議会と執行機関との関係

(議会と町長等との関係)

第8条 議会は、町長その他の執行機関及びその職員(以下「町長等」という。)と常に適正な緊張関係を保持するものとする。

2 本会議における議員の一般質問は、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うことができるものとする。

3 議長から本会議及び委員会に出席を要請された町長等は、議員からの質問に対し、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

第8条は、議会と町長等との間の適正な緊張感の確保を定めています。更に、本会議の議員の一般質問において、議論の論点をより深め、町民の傍聴に際しても、より理解が深まるよう「一問一答方式」で行うことができることを定めています。

また、本会議及び委員会における議員の質問に対し、町長等が論点の整理をするための反問(質問)する権利を定めています。これにより、議員は、分かりやすく、しかも責任ある発言が求められます。

近年、議会が議論の場であるために、双方が質問できて当たり前との考え方から、首長等に反問権を与えている議会が増えています。政策過程の説明責任を首長に課したからには、反問権を与えなければフェアではないとの考え方から設けられています。したがって、議員も質問事項を十分精査したうえで、政策論争に臨まなければなりません。

(重要政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等(以下「重要な政策等」という。)の議案が提案されたときは、審議を通じて重要な政策等の評価をするため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする事由及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の市町村の類似する政策との比較検討
- (4) 大子町総合計画との整合性
- (5) 関係する法令、条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項に定めるもののほか、重要な政策等以外の計画及び事業について、町長に対し、前項の規定に準じた報告を全員協議会において求めることができる。

【解説】

第9条は、議会において重要な政策等の議論を行うため、その決定過程を明らかにできる情報を町長に対し求めることを定めています。

これは、議会審議における公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るためです。政策等を必要とする事由・背景及び経緯、大子町総合計画との整合性、関係する法令や条例との関係、実施に当たっての財源や将来にわたってのコスト等について説明を求めることにより、提出される政策等の評価につながります。

また、重要な政策等以外の計画、事業についても、全員協議会での報告を求めることを定めています。

(予算又は決算における説明資料)

第10条 予算又は決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を町長に求めるものとする。

【解説】

第10条は、予算又は決算の審議の際、分かりやすい説明資料を町長に対し求めることを定めています。

(議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会が議決すべき事件は、大子町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年大子町条例第19号）で定めるものとする。

【解説】

議会の議決する事件は、条例の制定又は改廃、予算の議決、決算の認定等の15項目が地方自治法第96条第1項において規定されています。更に同条第2項では、条例で議会の議決事件を拡大できると規定しています。

第11条は、この規定を根拠に、大子町議会の議決すべき事件を定める条例で定めるとしています。

議決すべき事件の拡大は、重要な事項を議会の議決を要する事項に加えることを意味しています。議会の行政に対する監視機能・調査機能・政策形成機能等を高め、議会の責任を果たしていくことを目的とし、これにより議会と町長が町民に対する責任をともに担い、町民の視点に立った計画で透明性の高い行政を進めることができます。

大子町議会の議決すべき事件を定める条例（抜粋）

第1条 この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、大子町議会の議決すべき事件を定めるものとする。

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 大子町総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務次官通知）に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告

(災害発生時の対応)

第12条 議会及び議員は、大子町災害対策本部条例（昭和38年大子町条例第19号）第1条に規定する大子町災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されたときは、本部と協力して災害対策に万全を期するよう努めるものとする。

【解説】

第12条は、大子町災害対策本部が設置されたときは、本部と協力して災害対策に万全を期することを定めています。
議会の災害時の行動マニュアルは、別途策定します。

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議の保障及び拡大)

第13条 議会は、議会の会議が議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の公平で自由な討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議、委員会において、議案、請願等を審議し、又は審査する場合は、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議会は、前項の議員相互の自由な討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。



【解説】

第13条は、議会は討論の場（言論の府）であるとの原則から、議会の会議（本会議・委員会・全員協議会等）は、議員相互の公平で自由な討議を重視した運営に努めることを定めています。また、議案及び請願等を審議し、又は審査する場合においても、議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

更には、自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合うことによって、議員自ら条例・意見書等の議案提出に努めることを定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第14条 議会は、議員に対し、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力を向上させるため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は、前項の議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

【解説】

第14条は、一般選挙後、議員全員に対して、議会運営における最高規範である本条例の理念を浸透させるため、研修を行い、本条例を遵守させることを定めています。

また、多岐にわたる課題への対応及び議員の政策立案等の能力向上のため、議会が主体的に幅広い分野の専門知識を取り入れた研修に努めることを定めています。

(議会議務局の整備)

第15条 議長は、議会の政策活動を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会議務局の機能の充実及び体制整備を図るものとする。

【解説】

第15条は、議会活動を円滑かつ効率的に行うための議会議務局の調査・法務機能の充実及び体制整備を図ることについて定めています。

議会議務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能を発揮し、効果的・効率的な議会運営が行えるよう議会活動を補助する役割を担っています。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び充実に努めるものとする。

【解説】

第16条は、議会図書室を整備させること、及び充実させることを定めています。

地方自治法第100条第19項は「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」と規定しています。

第7章 議員の定数、報酬及び政治倫理

(議員定数)

第17条 議員定数については、大子町議会議員定数条例(平成12年大子町条例第50号)に定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、人口、財政状況、町政の現状及び課題、他の市町村との比較並びに将来の予測、展望等を考慮するとともに、広く町民の意見を聴くものとする。

【解説】

第17条は、議員の定数については、大子町議会議員定数条例の定めによるものとしています。

議員定数の改正は、法令及び本条例で定める議会活動並びに議会の機能及び役割を担保することを前提に、単に行政改革等の視点だけでなく、人口、財政状況、町政の現状・課題及び他の市町村(類似自治体等)との比較検討など、長期的・多面的な見地とともに、広く町民の意見を聴き考慮すると定めています。

(議員報酬)

第18条 議員報酬については、大子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年大子町条例第27号)に定めるものとする。

2 議員報酬の改正に当たっては、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、財政状況等を考慮するとともに、広く町民の意見を聴くものとする。

【解説】

第18条は、議員の報酬については、大子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の定めによるものとしています。

議員は、町の意思決定等について町民を代表しています。議員報酬は、議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動を反映するものとして定めなければなりません。

議員報酬の改正は、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村(類似自治体等)の動向及び財政状況など、長期的・多面的な見地とともに、広く町民の意見を聴き考慮すると定めています。

(政治倫理)

第19条 議員は、町民の代表者として品位及び名誉を損なう行為を慎み、大子町政治倫理条例（平成19年大子町条例第6号）を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

【解説】

第19条は、議員としての政治倫理的義務について定めています。議員は、その活動の公正を確保し、職責による行為で議会への不信を招くことなく、町民の負託に値する高い倫理的義務に徹しなければなりません。特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから定めています。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨及び規定に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

第20条は、本条例が議会運営における最高規範であることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例等の制定・改廃は、本条例との整合を図り、その趣旨に反してはならないと定めています。

(見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果及び町民からの意見により、必要があると認めるときは、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。



【解説】

第21条は、本条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で、常に検証することを定めています。その検証結果は、全員協議会に諮ることとしています。

検証の結果、あるいは町民の意見により改正が必要となったときは、適切な措置を行うことを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新体制スタート 正副議長改選

吉成好信議長が平成26年12月15日付で辞職されたことに伴い、平成26年大子町議会第4回臨時会が平成26年12月16日に開催され、鈴木陸郎議員が第34代議長に就任しました。また、同日、野内健一副議長からの辞職の申し出が受理され、齋藤忠一議員が第30代副議長に就任されました。

鈴木陸郎議長、齋藤忠一副議長による新体制がスタートしました。

議長就任あいさつ



鈴木陸郎議長

町民の皆様には佳き新春をお迎えのことと存じます。日ごろは、町議会に温かいご指導、ご支援を賜り心から感謝申し上げます。

昨年12月16日の臨時議会において大子町議会議長に選出され、責任の重大さを感じ身をもって痛感しているところでございます。本町において、人口減少への対応、少子高齢化、地域の活性化など待ったなしの課題に直面しております。豊かな資源（観光、農業、林業など）を持つ大子町には可能性があります。

議会改革については、議会基本条例制定に伴い、「学ぶ議会」、「行動する議会」を提案し、課題解決に向けて議会一丸となって取り組んでまいります。

副議長就任あいさつ



齋藤忠一副議長

このたび、第30代大子町

議会副議長に就任いたしました齋藤忠一です。改めて責任の重さを実感しております。

副議長の職は、議長を補佐することでございますので、しっかりと任に当たります。議会の名に恥じないよう努めてまいります。また、一議員といたしまして、このほど議会で議員提出議案として提案し成立いたしました議会基本条例を遵守し、町民の声を町政に反映させ、活力のある、誰もが幸せを実感できる町づくりを目指してまいります。

そのためには、今まで以上に議員同士の政策論議を活発に行い、町民に開かれた議会、更には力強い議会になるように努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

委員会構成

大子町議会では、正副議長は各委員会の正副委員長を兼任しないこととしているため、正副議長の改選に

	総務委員会	産業建設委員会	文教厚生委員会	議会運営委員会
委員長	藤田友晴	中郡一彦	金澤真人	菊池靖一
副委員長	桜岡義信	藤田健	佐藤正弘	金澤真人
委員	大森勝夫 齋藤忠一 藤田稔	鈴木陸郎 吉成好信 小林秀次	菊池靖一 岡野敏健	中郡田一彦 藤田晴健

※議会運営委員会には、正副議長が委員外委員として出席します。

伴い正副委員長及び委員の構成に一部変更がありました。

産業建設委員会では、鈴木陸郎委員長の議長就任に伴い、新委員長に中郡一彦議員（前副委員長）、副委員長に藤田健議員が選出されました。また、常任委員会委員長が議会運営委員になることから、中郡一彦議員が新たに委員に加わりました。

（変更者）大子町議会

大子町議会広報委員会

- 委員長 藤田 稔
- 副委員長 金澤 真人
- 委員 菊池 靖一
- 委員 大森 勝夫
- 委員 藤田 友晴
- 委員 鈴木 陸郎
- 委員 齋藤 忠一

